

No.	3	
原告(団)	福島原発避難者訴訟原告団	
代表者	早川 篤雄	
原告数合計)	189世帯590名	
原告の属性	避難指示等対象区域から主に福島県内(及び首都圏)への避難者	
訴訟名	福島原発避難者訴訟	
提訴日	第1次 平成24年12月3日 第2次 平成25年7月17日 第3次 平成25年12月26日 第4次 平成26年5月21日 第5次 平成27年2月18日	
原告数	第1次 17世帯39名 第2次 64世帯181名 第3次 35世帯137名 第4次 35世帯119名 第5次 38世帯113名	
裁判所	福島地方裁判所いわき支部 ※第2陣は第1陣と併合しない	
被告	東電	
弁護団	福島原発被害弁護団 (通称:浜通り弁護団)	
弁護団HP	<a href="http://www.kanzen-baisho.com/">http://www.kanzen-baisho.com/</a>	
主な請求の内容	現状回復	-
	慰謝料	1人あたり1000万円
	実損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住用不動産等の再取得費用(福島県市街地における再取得を可とする金額)</li> <li>土地:500㎡までは福島県市街地における平均地価(38000円/㎡)+500㎡を超える面積部分について固定資産評価額の単価x1.43</li> <li>建物:フラット35の2238万円(115.3㎡)+115.3㎡を超える延べ床面積x平成23年度の平均新築単価(15万8800円/㎡)</li> <li>・家財道具購入費(損害保険基準)</li> <li>・弁護士費用等</li> </ul> を賠償せよ (その他の実損害は別途解決する)

※福島県内の地域は便宜上、原子力損害賠償紛争審議会の中間指針追補における「避難支持等対策区域」「自主的避難等対象区域」の定義に従い分類しています。